



平成30年分の決算を終えて

会員の皆様、確定申告お疲れさまでした。

本年は、会員の皆様のご協力のおかげで、待ち時間が少なくスムーズに対応できましたことに感謝いたします。なお、来年もより待ち時間を少なくし、確定申告を効率的に行うことができるよう以下の注意点を述べさせていただきます。

●会計ソフト使用者について

会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、会計ソフト使用者は来年一月中旬までの期間、数回事務局にお越しいただき、入力内容の確認をお願い致します。また、確定申告が終了したのちは、そのデータをUSB等に保存し、各勘定科目の印刷をしていただくようお願い致します。保存期間は7年間となります。尚、ご来局の際はUSB等もご持参いただきますようお願い致します。

●摘要の記入について

会計ソフトのデータや帳簿を拜見させていただきますと、日付と金額のみで摘要(内容、支払先等)を記入されていない方が見受けられました。摘要が記入されていないと消費税の課税事業者のうち一般課税を選択している方は、納付すべき消費税額の計算上、課税売上には課税された消費税額から仕入れや諸経費に含まれている消費税額を控除することができませんので、入力や記帳にあたっては必ず摘要(何をどこへ支払ったか)を記入するようにしてください。さるようお願い致します。

●公的年金等

その年一年分の公的年金等の金額、その金額から控除された源泉徴収税額及び介護保険

料等の社会保険料等の記載されている公的年金等の源泉徴収票(一月下旬到着分)は必ずご持参いただきますようお願い致します。

●介護保険料及び国民健康保険料について

あらかじめその年分の支払額を調べていただくようお願い致します。

●前年以前三年分の決算書・申告書の持参

前年以前三年分の決算書・申告書は本年分の消費税の申告、純損失の繰越控除、減価償却費の計算に必要な資料となりますので、必ずご持参いただきますようお願い致します。

●減価償却費の計算

減価償却資産については、決算時に計算したのでは、相当時間がかかる場合があります。そこで、秋の記帳相談の頃に青色申告会事務局で本年分の減価償却費の計算もしますので必ずご参加くださるようお願い致します。案内は十月初旬にお出し致します。なお、車両の買換えをした場合は、前年分の決算書のほかに、新しく購入した車両の購入価額、自動車の保険料、自動車税等、下取りに出した車両の下取り価額などが記載されている資料、さらに新しく購入した車両についてローンを組んだ場合にはその借入金等の返済明細書が必要になりますので、買換えをした方は、必ず持参いただきますようお願い致します。

●減価償却資産と修繕費の判定

業務用建物等の修繕やメンテナンスをしたときには数百万円という出費になる場合があります。その出費については修繕費として全額その年分の必要経費とすることができの建物物の改装として減価償却資産にしなければ

ならないのかの判定が必要ですが、事務局の職員ではその判定をすることができませんので、年内に、店舗、事務所、貸家、アパート、マンションなどの業務用建物等の修繕をし、その支出額が高額になる方は修繕費になるのか減価償却資産となるのかを、あらかじめ税務署で判定していただくようお願い致します。

●土地・建物を売却された場合

土地や建物を売却された場合には売却価額が高額になること、税法上の処理も複雑になることも多いため事務局の職員では処理できないことがあり、税務署で事前に相談していただく必要があります。よって、年内に土地や建物を売却された場合には必ず来年一月初旬までに税務署に相談していただくようお願い致します。

●「確定申告のお知らせ」を必ずお持ちください

青色申告会事務局を経由して申告書を税務署に提出された方は、来年の確定申告時には税務署から、決算書、所得税及び消費税の申告書などは送付されず、納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報が記載された「確定申告のお知らせ」はがき(振替納税を利用の方)又は通知書(納付書が必要な方)が一月の下旬までに送付されますので必ずその書類をご持参くださるようお願い致します。なお、決算書は練馬西青色申告会事務所にも用意してありますので、ご来局の際にお持ち帰りいただくようお願い致します。所得税及び消費税の申告書は、税務署に連絡していただければ送付していただけることですので、来年の一月初めに税務署へ申告書の取り寄せのご連絡をして頂くようお願い致します。

消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について

事業者間の公正かつ自由な競争を促進するとともに、一般消費者の適正な商品又は役務の選択を確保する観点から、消費税の軽減税率制度実施後における適切な価額表示については次のようになります。(財務省ホームページより抜粋)

【同一の飲食料品につきテイクアウト等と店内飲食の双方を行う場合の価格表示】

異なる「税込」価格を設定する場合

○ テイクアウト等と店内飲食両方の税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー	メニュー
ハンバーガー 330円 (324円)	店内飲食 (出前)
オレンジジュース 165円 (162円)	かけそば 770円 (756円)
〇〇セット 550円 (540円)	天ぷらそば 990円 (972円)
	天丼 880円 (864円)

※ 下段はテイクアウトの値段となります。

【イトインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示】

総菜パン 162円 (店内飲食 185円)

○ 店内掲示等を行うことを前提にどちらか片方のみの税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー	出前メニュー
ハンバーガー 330円	かけそば 756円
オレンジジュース 165円	天ぷらそば 972円
〇〇セット 550円	天丼 864円

※ テイクアウトの場合、税率が異なりますので、別価格となります。

※ 店内飲食の場合、税率が異なりますので、別価格となります。

【イトインスペースのある小売店等の価格表示】

(商品棚の価格表示) (店内掲示等)

総菜パン 162円	店内飲食される場合、税率が異なりますので、別価格となります。
-----------	--------------------------------

(注) 景品表示法上の有利顕認表示に該当する恐れもあり、また、消費者の利便性の確保の観点から、店内掲示等により、店内飲食又はテイクアウト等では価格が異なる旨の注意喚起を行うことが望まれます。

「税込」価格を統一する場合

○ 一の税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー	メニュー
チーズバーガー 350円	かけうどん 600円
リンゴジュース 180円	天ぷらうどん 800円
△△セット 600円	かつ丼 850円

【イトインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示】

あんパン 170円

(参考) 適正な転嫁等の観点から以下の点に留意

- ① 「全て軽減税率が適用されます」「消費税は8%しか頂きません」といった表示は転嫁阻害表示に該当
- ② テイクアウト等の価格を店内飲食に合わせて値上げする場合には、消費者から問われた際に、ガイドラインに挙げた具体例も参考にしつつ、合理的な理由を説明することが考えられる

平成 31 (2019) 年度 税務職員 募集

Pride of the Specialist ~ 公平な世の中を創る 夢 ~

公正かつ公平な課税及び徴収の実現を、目々と共に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格 1 平成 31 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び令和 2 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者

- ◇ 申込手続 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
<http://www.inii-shiken.go.jp/juken.html>
- 2 受付期間
令和元年 6 月 17 日 (月) 9 時 ~ 令和元年 6 月 26 日 (水) [受信有効]
- 3 受験案内交付期間
令和元年 5 月 7 日 (火) ~ 令和元年 6 月 26 日 (水)
9 時 ~ 17 時 (土曜日及び日曜日を除く。)
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務所 (所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
<http://www.inii.go.jp/saiyo/saiyo.html>

- ◇ 試験日 第 1 次試験 令和元年 9 月 1 日 (日)
- 第 2 次試験 令和元年 10 月 9 日 (水) ~ 令和元年 10 月 18 日 (金) のうち指定された日時
- (注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係 (電話 (03) 3542-2111 内線 2163) までお尋ねください。

★新規入会者ガイダンス開催★

平成 31 年 4 月 4 日 (木) 青色申告会館にて新規入会者ガイダンスを開催しました。午前と午後 1 回ずつ開催し、合計 23 名とたくさんの方にご参加いただきました。

ガイダンスの内容は青色申告会の説明に始まり、青色申告のメリットや注意すべき点、簡易帳簿と複式簿記の概略、会計ソフト、そして各種共済制度と青色カルチャーなどについてご説明させていただきました。

おおよそ 1 時間のガイダンスでしたが終了後様々なご質問をいただき、熱心にご参加いただきました。

今回スケジュールの都合でご参加できなかった皆様も個別で記帳指導や各種共済制度のご説明をいたしますので、お時間のある時にどうぞ青色申告会館へお越しください。

最後になりますがお忙しいなかガイダンスにご参加いただきました皆様に感謝申し上げます。

武藤

小規模企業共済ご加入のお勧め

当会では小規模企業共済のご加入をお勧めしております。この制度の特典として、掛金は全額所得控除となり、廃業により受取った共済金は一括受取の場合は退職所得扱い、分割受取の場合は公的年金等の雑所得扱いになり、節税にも役立つ制度です。是非ともご加入して頂きますようお願い致します。詳細は 5 月の会報において配布されたチラシをご覧ください。

※経営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構です

練馬区指定保養施設

ニュー・グリーンピア津南 (新潟県津南町) をご利用の際は、下記用紙を切り取ってお使いください。

■宿泊ホテルのご利用と会員特典ご案内

練馬区指定保養施設

ニュー・グリーンピア津南(新潟県津南町)

※練馬区民の方は、練馬区より宿泊補助金が受けられ大変お得です。

☆ご宿泊のお問い合わせ・ご予約

ホテル予約係(025-765-4611)まで、ご連絡をお願いいたします。お問い合わせの方にはパンフレットをお送りいたします。ホテルHP「<http://new-greenpia.com>」の「練馬区」からもご覧いただけます。

★練馬西青色申告会会員特典

会員様に夕食時ワンドリンクプレゼント

(右の引換券に必要事項をご記入され、宿泊当日、受付の際にフロントにお出ください)

(一社)練馬西青色申告会会員特典

夕食時ワンドリンク利用引換券

★ドリンクメニュー 宿泊日: 月 日
グラスビール・清酒1合・ソフトドリンク
バーの中から一つお選びいただけます。有効期限: 2020年3月31日(火)

■会員氏名	■住所	■宿泊人数
		名 (会員 名)

●注意事項: 必要事項をご記入され、宿泊当日、受付の際にフロントにお出ください。夕食時ワンドリンク利用券を進呈いたします。ご利用は宿泊滞在中1室5名まで、1回のみとさせていただきます。

コピー可  ニュー・グリーンピア津南

※練馬区の皆さまに長らく親しんでいただいておりますホテル行き直行バスは、バス代金の高騰、乗車率の低下などの事由で、4月から継続を断念いたしました。皆さまにはご不便、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解頂けますようお願い申し上げます。

2019年4月 ニュー・グリーンピア津南

●女性部からのお知らせ

女性部では「使用済み切手」の寄贈を
お願いしております。集められた切手は、
全国青色申告会総連合女性部を通じて社
会貢献に役立てております。皆様の協
力をお願いいたします。

※切手は大きめに切り取ってください。